

相楽東部広域連合文化財補助金交付要綱

平成21年4月1日
教委要綱第5号

(目的)

第1条 この要綱は、笠置町、和束町及び南山城村の域内に存する文化財の保護を図るため、文化財の所有者又は管理団体が文化財の適正な保存のために実施する事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により指定されたもの
- (2) 京都府文化財保護条例(昭和56年京都府条例第27号)の規定により指定、登録又は決定されたもの
- (3) 京都府暫定登録文化財に関する規則(平成29年京都府教育委員会規則第5号)第2条の規定により登録されたもの
- (4) 相楽東部広域連合文化財保護条例(平成21年相楽東部広域連合条例第15号。以下「条例」という。)の規定により指定されたもの
- (5) 未指定ではあるが、歴史的、文化的価値の高いもので、相楽東部広域連合教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に認めたもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 国及び京都府(以下「府」という。)が補助事業として認定した事業
- (2) 府が補助事業として認定した事業
- (3) 条例第5条第2項に規定する管理若しくは修理又は保存事業
- (4) 条例第7条第2項に規定する公開事業

(補助率及び額)

第4条 前条に規定する事業に係る補助の補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、文化財補助金交付申請書(様式第1号)を事業着手年度の7月末日までに教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 教育委員会は、前条による補助金の交付申請書を受理したときは、必要に応じて現地調査を行うことができる。

2 教育委員会は、補助金の交付の申請があった場合において必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加え、又は交付の条件を付して補助金の交付を決定することができる。

(決定の通知)

第7条 教育委員会は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及び

これに条件を付した場合には、その条件を文化財補助金交付(不交付)決定通知表(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請者記載事項等の変更)

第8条 申請者は、第5条の規定により提出した申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、文化財補助事業変更承認申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、事業変更を承認したときは、文化財補助事業変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了したときは、完了後1か月以内に文化財補助事業実績報告書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第10条 教育委員会は、前条の報告を受けたときは、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは補助金の額を確定し、文化財補助金確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 教育委員会は、補助金の交付を受けた者が、その事業によって設置又は整備したものを教育委員会の承認を受けずに交付の目的に反して使用したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(事業の完了時期)

第12条 事業の完了時期は、当該会計年度内とする。ただし、年度内に完了しない場合又はその実施が困難な場合は、速やかに教育委員会に報告し、指示を受けなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、和束町文化財補助金交付要綱(平成8年和束町要綱第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

事業の種別		補 助 率		補助限度額
		要綱第3条第1号又は第2号に該当する事業の補助対象事業費総額から国・府その他の補助金を控除した額の	要綱第3条第3号又は第4号に該当する事業の補助対象事業費総額の	
有形文化財及び有形民俗文化財保存事業	収蔵庫(美術工芸品の収蔵庫に限る。)の設置	2分の1以内	2分の1以内	1,500,000円
	防災・防犯設備又は保存施設の整備・修理	2分の1以内	2分の1以内	1,000,000円
	美術工芸品の補修等	2分の1以内	2分の1以内	800,000円
	建造物の修理等	2分の1以内	2分の1以内	2,000,000円
	有形民俗文化財の補修等	2分の1以内	2分の1以内	1,000,000円
無形文化財保存事業		2分の1以内	2分の1以内	300,000円
無形民俗文化財保存事業		2分の1以内	2分の1以内	300,000円
史跡・名勝・天然記念物保存事業		2分の1以内	3分の1以内	200,000円
その他(文化財の公開等)		2分の1以内	3分の1以内	200,000円

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会
教育長 様

（申請者）

住所（所在地）

代表者職氏名

印

文化財補助金交付申請書

年度文化財補助金の交付を受けたいので、相楽東部広域連合文化財補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業及び文化財の名称

（1）事業名

（2）文化財の名称

2 補助事業の目的及び内容

3 補助事業に要する経費（総事業費）

4 補助事業の実施方法

委託・請負・その他（ ）

5 補助事業の着手及び完了の予定期日

着手 年 月 日 完了 年 月 日

6 交付を受けようとする補助金の額

円
（補助対象経費 円の %）

7 補助事業の実施のために文化財の所在の場所を変更するとき

- (1) 変更後の場所
- (2) 事業完了後復すべき場所及び時期

8 添付書類

- (1) 補助事業経費予算書(別紙1のとおり)
- (2) 補助事業実施計画仕様書・設計図
- (3) 補助事業の必要性を記載した書類又は写真等の資料
- (4) 補助事業により設置する予定の機械器具の仕様書及び見積書
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

補助事業経費予算書

収入の部

区 分	予算額	説 明
国庫補助金		
京都府補助金		
広域連合補助金		
事業者負担金		
計		

支出の部

区 分	予算額	説 明
計		

第 号
年 月 日

代表者職氏名

相楽東部広域連合教育委員会
教育長 印

文化財補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度文化財補助金については、相楽東部
広域連合文化財補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり交付(する・しない)こと
を決定しましたので通知します。

記

補助金交付額 金 円

○ 不交付理由

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会
教育長 様

（申請者）

住所(所在地)

代表者職氏名 印

文化財補助事業変更承認申請書

年 月 日付けで申請のありました下記事業について、相楽東部広域連合文化財補助金交付要綱第8条の規定により、別紙のとおり事業の内容を変更したいので承認されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業及び文化財の名称

（1）事業名

（2）文化財の名称

2 変更の理由

3 変更の内容

4 変更により増(減)すべき補助金の額

5 添付書類

（1）文化財補助金交付申請書に添付した書類の中で、変更した部分

（2）その他教育委員会が必要と認める書類

第 年 月 号
年 月 日

代表者職氏名

相楽東部広域連合教育委員会
教育長

印

文化財補助事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました下記事業について、相楽東部広域連合文化財補助金交付要綱第8条の規定により変更を承認したので通知します。

記

1 補助事業及び文化財の名称

（1）事業名

（2）文化財の名称

2 変更の内容

3 変更により増(減)すべき補助金の額

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会
教育長 様

（申請者）

住所（所在地）

代表者職氏名 印

文化財補助事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定のありました補助金について、相楽東部広域連合文化財補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業及び文化財の名称

（1）事業名

（2）文化財の名称

2 補助事業に要する経費（総事業費）

円

3 補助事業の実施方法

委託・請負・その他（ ）

4 補助事業の着手及び完了の期日

着手 年 月 日 完了 年 月 日

5 補助金交付決定額とその精算額

- | | |
|-----------|---|
| (1) 交付決定額 | 円 |
| (2) 精算額 | 円 |
| (3) 不用額 | 円 |

6 添付書類

- (1) 補助事業経費収支精算書(別紙2のとおり)
- (2) 補助事業実施仕様書・設計図
- (3) 補助事業の経費及び成果を証する書類又は写真等の資料
- (4) 補助事業により設置した機械器具の機能についての試験検査証等
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

別紙 2

補助事業経費収支精算書

収入の部

区 分	決算額	予算額	比較増減	説 明
国庫補助金				
京都府補助金				
広域連合補助金				
事業者負担金				
計				

支出の部

区 分	決算額	予算額	比較増減	説 明
計				

補助金払込口座

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義
		普通・当座	

第 号
年 月 日

代表者職氏名

相楽東部広域連合教育委員会
教育長 印

文化財補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました上記補助金については、相楽東部広域連合文化財補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

確定額 金 円